

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて

平成 16 年 12 月 24 日

行政改革推進本部決定

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、独立行政法人国立公文書館等 32 の独立行政法人については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)を踏まえ、本年中に組織・業務全般の見直しについての結論を得ることとしたところである。

これらの法人について主務大臣から示された別添 1 の見直し案については、政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部の求めに応じ別添 2 の意見が提出されている。

当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人が、前記委員会の勧告の方向性及び意見の趣旨に沿って見直しの具体化を進めるとともに、平成 15 年 8 月 1 日の内閣総理大臣の閣議発言及び前記委員会の意見を十分踏まえ、新たな中期目標期間に係る中期目標・中期計画等が厳しくかつ具体的なものとなるよう積極的に取り組むことを条件として、これらの見直し案を了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務大臣、当該独立行政法人及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請することとする。

独立行政法人国立公文書館等 32 の独立行政法人の組織・業務全般
についての主務大臣の見直し案

(目 次)

内 閣 府

独立行政法人国立公文書館 1

総 務 省

独立行政法人消防研究所 5

文部科学省

独立行政法人大学入試センター 6
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、
独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家 9
独立行政法人国立女性教育会館 13
独立行政法人国立科学博物館 19
独立行政法人物質・材料研究機構 23
独立行政法人防災科学技術研究所 29
独立行政法人放射線医学総合研究所 32

厚生労働省

独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所 35

農林水産省

独立行政法人農業者大学校 37
独立行政法人さけ・ます資源管理センター 39
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、
独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所 41
独立行政法人農業生物資源研究所 46
独立行政法人農業環境技術研究所 48
独立行政法人国際農林水産業研究センター 50
独立行政法人森林総合研究所 52
独立行政法人水産総合研究センター 54

経済産業省

独立行政法人日本貿易保険 57
独立行政法人産業技術総合研究所 65
独立行政法人製品評価技術基盤機構 75

国土交通省

独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び
独立行政法人北海道開発土木研究所 82
独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び
独立行政法人海員学校 84

平成16年12月20日
内閣府

独立行政法人国立公文書館の組織・業務に係る見直し案

独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、国の機関から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的としており、新たな中期目標等の策定等に当たっては、当該目的を十全に果たし、業務の一層効果的・効率的な推進を図る観点から、以下の方向で見直しを行うこととしたい。

1 公文書等の管理・保存・利用関係業務の改善

(1) 業務の質の向上に向けての措置

国立公文書館は、後世に残すべき価値のある文書を確実に評価・選別し、管理・保存・利用を行うため、その機能を十分発揮して取り組むことが必要であり、具体的には、次のような措置を採るものとする。

政府の移管基準の実効性の確保に資するべく、公文書等の移管について内閣総理大臣に対して述べる意見の充実を図るため、予め各府省庁が保有する公文書等を把握し、専門的知見を活かして精査を行うなど、その具体的な運用、手続に関する改善方策の検討を平成17年度より行い、その結果を同年度の移管から順次業務に反映させ、積極的に公文書等の把握・精査を行っていくこと。また、その結果を踏まえ、移管基準（手続を含む。）の改善に資する調査研究を行って、その結果を内閣総理大臣に報告することにより、順次政府の移管基準の改善に反映させていくこと。

移管後の情報の公開を広く信頼が得られる形で行うため、移管された公文書等の公開に関し、個人情報保護や移管元の各府省庁の意見の勘案等の観点を踏まえ、合理的な手続及び公開基準のあり方についての検討を平成17年度より行い、平成18年度を目途に結論を得ること。電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存に向け、最適な保存媒体と管理方策等についての検討を平成17年度より行い、平成18年度を目途に結論を得ること。

インターネット等を通じて広く公文書等の利用提供を可能とするため、平成17年度よりデジタルアーカイブシステムの運用を開始するとともに、計画的に所蔵資料のデジタル化を推進すること。

公文書館制度の趣旨の徹底、歴史公文書等の評価・選別等を行う知識

の普及を図るため、国の文書管理担当者等を対象とする研修の充実方策、国及び地方公共団体等の保存利用機関の職員に対する研修の充実など専門職員（アーキビスト）養成の強化方策を検討し、その結果を平成18年度より業務に反映させること。

（2）業務の効率化に向けての措置

中期目標等において、一般管理費及び事業費を通じた経費について、前回中期目標期間を上回る削減目標を設定し、業務全般の効率化を進めるとともに、目録のデータ入力業務、システムの保守、設備の維持管理などの外部委託、賃貸、保守・修繕に係る経費については、平成17年度より、業務の電子化の推進、一般競争入札の拡大などにより、一層の効率化を図るものとする。

また、中期目標等において、国の職員等に対する研修実施業務、貸出し文書の審査期限などについて、新たに定量的、具体的目標の設定を行い、業務の達成度合いを年度毎に客観的かつ適切に評価し、その結果を業務等への的確に反映させるものとする（別紙参照）。

2 アジア歴史資料センター関係業務の改善

アジア歴史資料センターの業務については、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、国が保管する資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、併せて、これら諸国との相互理解の促進に資することを目的とするものであり、引き続き業務の効率化に努めつつ、利用者の声やニーズをよりよく反映したデータベースの構築及び情報の提供を進めていくものとする。

3 機能の充実強化

公文書等の適切な管理、保存及び利用を行うため、内閣官房長官に提出された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書（平成16年6月28日）等を踏まえ、国立公文書館の機能の充実強化に向けた取組を進める中で、業務の一層の効率化を図りつつ、必要な体制整備を図ることについても検討するものとする。

(別紙)

次期中期目標等における定量的目標の設定について(素案)

- 1 劣化が進行している歴史公文書等のうち、歴史資料としての重要度又は利用頻度の高いものから、保存のための適切な措置を計画的に行う。
 -)劣化が進行している歴史公文書等のうち、閲覧に供し得ない等緊急性のあるものについて、歴史資料としての重要度等を考慮して修復計画を立て、計画的に修復を実施する。
 - 具体的目標は、年度計画に盛り込み計画的に行う。
 -)劣化が進行している歴史公文書等について、その劣化要因に応じて、伝統的な技術に加え、科学的な保存技術等も取り入れて修復を実施する。

- 2 館及び国、地方公共団体の職員を対象として、歴史公文書等保存及び利用に関し、体系的な研修を実施する。
 - 研修は、館及び国、地方公共団体の公文書等に勤務する職員を対象とした初任者研修、専門職員養成研修、特定のテーマを研究する研修及び国の文書主管課等に勤務する職員を対象とした研修等について、対象、目的別にコースを設定し、年間の延べ研修日数は30日程度(約1ヶ月間)、延べ受講者は、100名程度とする。

- 3 貸出し文書の審査期限の目標設定
 - 館は、所蔵する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出し申込みに対し条件を付しての、貸出しを行っている。
 - 貸し出しに当たっては、重要文化財に指定されている歴史公文書等については、原則複製物によるなど歴史資料として重要な公文書等を取り扱う重要性・希少性を考慮する必要があるが、事前の審査等に要する時間については、貸出し案件及び貸出しの時期等により区々であるが、貸出し機関からの申請書類整備後から貸出しまでの審査期間を30日以内とする。

- 4 要審査文書(公開されている歴史公文書等のうち、一部に非公開情報が含まれている簿冊)の閲覧請求があった場合は、審査(非公開情報が存在する部分を特定)した上で、その部分に袋がけ、墨けしの措置を講ずるなどして、閲覧に供する。
 - 要審査文書の閲覧請求があった場合の審査期限の目標の設定については、

閲覧請求のあった日から 30 日以内に審査し、閲覧に供する
前項にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由により審査
することができないときは、30 日を限度として延長し、審査できない理
由及び期間を閲覧申込者に連絡する
閲覧請求の公文書等が著しく大量である場合は 60 日以内に審査する
著しく大量であるため、60 日以内にそのすべてを審査することにより
事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当に期間内に審査し、
この場合も審査できない理由及び期間を閲覧者に連絡する

- 5 その他の事項についても、次期中期目標策定までの間に、定量的目標の設
定について引き続き検討する。

(別添2)

政 委 第 3 3 号

平成 16 年 12 月 21 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 村 松 岐 夫

「平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の
見直し案に対し意見を求めることについて」に対する意見

平成 16 年 12 月 21 日付け閣副第 243 号をもって意見を求められた件につ
いて、下記のとおり意見を申し述べる。

記

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣
議決定)を踏まえ、本年中に見直しの結論を得ることとされた 32 の独立行政
法人について、平成 16 年 12 月 21 日付け閣副第 243 号により当委員会に示さ
れた主務大臣の見直し案については、いずれも「独立行政法人の主要な事務
及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 16 年 12 月 10 日付け
政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方
向性」という。)におおむね沿っているものとする。

今後、見直しの具体化に向け、法制上の措置を講ずる場合や新中期目標及
び新中期計画の策定等に当たっても、勧告の方向性の趣旨を最大限いかして
いただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく
具体的な中期目標及び中期計画としていただくことを要請する。

なお、当委員会としては、各主務大臣、各独立行政法人及び各府省独立行
政法人評価委員会における今後の取組を注視し、必要な場合には、中期目標
期間終了時に独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づく勧告を
行うとともに、政府の行政改革推進本部に報告を行うこととする。

(参 考)

閣 副 第 2 4 3 号

平成 16 年 12 月 21 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫 殿

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小泉 純一郎

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政
法人の見直し案に対し意見を求めることについて

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)を踏まえ本年中に結論を得ることとする独立行政法人国立公文書館等 32 の独立行政法人について主務大臣から示された別添の組織・業務全般の見直し案に対して、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)に基づき、意見を求める。

**「平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人
の見直しについて」の行政改革推進本部決定**

独立行政法人については、3 年から 5 年の中期目標期間が終了する時点において、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みをとっています。

中央省庁等改革の際に設立された独立行政法人のうち 56 の法人については平成 17 年度末までに中期目標期間(これらの法人についての初めての中期目標期間)が終了することから、本年 6 月の「骨太方針 2004」により、このうちの 32 法人について、本年中に見直しの結論を得ることとして、これまで「独立行政法人に関する有識者会議」及び「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」等の議論を経て、見直しの検討を進めてきました。

この過程で、「独立行政法人に関する有識者会議」が各省ヒアリングの結果を踏まえた「指摘事項」(10 月 27 日)を小泉内閣総理大臣に報告するとともに、総務省政策評価独立行政法人評価委員会が「平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を各主務大臣に指摘(12 月 10 日)したところです。

このような経緯を経て、このたび、各主務大臣が取りまとめた見直し案について、本日開催された政府行政改革推進本部で了解の上、32 法人の見直し内容が決定されました。

見直しの内容は、対象となる 32 法人について、廃止・統合により 22 法人に再編するとともに、研究開発・教育関係法人について役職員の身分を非公務員化(新たに約 8,300 人の職員の身分が新たに非公務員化)する一方、事務・事業の廃止、重点化、民間移管等を推進することとしております。(詳細別紙)

< 本件連絡先 >

総務省行政管理局独立行政法人総括担当 (03-5253-5312(直通))

管理官 藤城 眞 (03-5253-5111(内線 5310))

副管理官 箕浦 龍一 (03-5253-5111(内線 2218))

総務省行政評価局独立行政法人担当 (03-5253-5444、03-5253-5458(直通))

評価監視官 若生 俊彦 (03-5253-5111(内線 9128))

評価監視官 山下 哲夫 (03-5253-5111(内線 9089))

総括評価監視調査官 平池 栄一 (03-5253-5111(内線 2415))

(別紙)

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し(概要)

1 再編・統廃合

今回見直し対象の 32 法人を 22 法人に再編・統廃合(10 法人)。

【廃止】

消防研究所(廃止して消防庁に統合・吸収、移行要員は5割メドの削減)

農業者大学校

【統合】

国立青年の家と国立少年自然の家と国立オリンピック記念青少年総合センター

産業安全研究所と産業医学総合研究所

農業・生物系特定産業技術研究機構と農業工学研究所と食品総合研究所

水産総合研究センターとさけ・ます資源管理センター

土木研究所と北海道開発土木研究所

海技大学校と海員学校

2 非公務員化

研究開発・教育関係法人について役職員の身分を非公務員化

約 8,300 人が今回の見直しで新たに非公務員化

非公務員化する職員数の内訳：

文部科学省 約 1,300 人

農林水産省 約 5,600 人

国土交通省 約 1,200 人

厚生労働省 約 100 人

3 事務・事業の廃止、重点化、民間移管等

文部科学省

< 国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家 >

- ・ 公立施設等での普及状況を踏まえ不要な事業は廃止
- ・ 施設設備の維持・管理業務等を原則民間委託
- ・ 再構築した事業の実施状況等を踏まえ地方 27 施設の必要な整理合理化を実施

< 国立女性教育会館 >

- ・ 男女共同参画社会形成に向け真に必要な事務・事業に特化・重点化
- ・ 利用者ニーズに応じた受入事業を実施し、全国的な利用を促進

農林水産省

< さけ・ます資源管理センター >

- ・ 資源増大目的のさけ類・ます類ふ化放流事業を民間に移行

< 農業・生物系特定産業技術研究機構 >

- ・ 全国 32 か所の地方組織の事務・事業について、小規模研究単位の再編等の見直し
- ・ 民間研究促進のための融資業務を廃止

経済産業省

< 日本貿易保険 >

- ・ 事実上独占である貿易保険事業において、リスクの小さい分野は民間に開放

< 産業技術総合研究所 >

- ・ 政策に連動した研究開発に重点化
- ・ 各研究ユニットを厳正に評価し、改廃を含めた見直し

< 製品評価技術基盤機構 >

- ・ 計量法に基づく特定標準物質の維持・管理業務を廃止
- ・ 外部委託を促進した上、要員等を有効活用

国土交通省

< 海技大学校、海員学校 >

- ・ 船員再教育事業及び船員養成事業の入学定員を需要動向を踏まえた適切な規模へスリム化の方向